

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（案）

新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| ○長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (趣旨) | ○長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (趣旨) |
| 第1条 この条例は、地方自治法（昭和2年法律第67号）第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長、委員長（常任委員会及び議会運営委員会の委員長をいう。以下同じ。）及び議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この条例は、地方自治法（昭和2年法律第67号）第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長、委員長（常任委員会及び議会運営委員会の委員長をいう。以下同じ。）及び議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。 |
| <u>(定義)</u> | |
| <u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> | |
| (1) <u>議員活動 長久手市議会定例会(本会議及び長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号。）に基づき設置された委員会をいう。以下「定例会」という。)に出席することをいう。</u> | |
| (2) <u>公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長久手村条例第10号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。</u> | |

(議員報酬)

第3条 議長、副議長、委員長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 議員報酬は、毎月 21 日から末日までに支給する。

(議員報酬の減額)

第6条 第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数（以下「欠席回数」という。）に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1) 欠席回数が連續して 2 回 100 分の 20

(2) 欠席回数が連續して 3 回 100 分の 30

(3) 欠席回数が連續して 4 回以上 100 分の 50

2 前項の規定は、欠席回数が連續して 2 回以上となる会議等の末日の属する月の翌月から適用する。

3 第1項の規定により議員報酬の減額を

(議員報酬)

第2条 議長、副議長、委員長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第3条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第4条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 議員報酬は、毎月 21 日から末日までに支給する。

受けている議員が、会議等に出席したときは、当該会議等に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者（以下「任期が満了した者等」という。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の142.5、12月に支給する場合においては100分の157.5を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応

(費用弁償)

第5条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者（以下「任期が満了した者等」という。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の142.5、12月に支給する場合においては100分の157.5を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期が満了した者等にあっては、任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、市長が定める。

5 前3項に定めるものほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(期末手当の減額)

第9条 それぞれの基準日に、第6条第1項の規定の適用を受けているものについては、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乘じた額を減額する。

じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期が満了した者等にあっては、任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、市長が定める。

5 前3項に定めるものほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

2 基準日前6月以内の期間において、第6条第1項に定める割合のいずれにも該当する場合は、減額割合の大きいほうを適用する。

(適用除外)

第10条 次に掲げる事由により議員活動を欠席したときは、第6条及び前条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) その他議長が認める理由により議員活動ができない場合

2 前項第2号で議長が認める場合においては、議長は、議会運営委員会に諮って決定しなければならない。

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の議員報酬の一時差止めの際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため一時差止めができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差止めされた額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該一時差止めは

なかつたものとみなす。

(期末手当の一時差止処分)

第12条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、前条第1項の適用を受けている場合又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を一時差し止めるものとする。

2 前条又は前項の一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(一時差止めされていた議員報酬及び期末手当の支給)

第13条 前2条の規定により一時差止めされていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該一時差止めに係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第14条 第11条第1項の規定により議員報酬を一時差止めされ、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、一時差止めされていた議員報酬は、支給しな

い。

(期末手当の不支給)

第15条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、第8条の規定にかかわらず、当該期末手当は、支給しない。

(日割計算)

第16条 第11条第1項の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額とする。

(減額、一時差止め及び不支給の効力)

第17条 この条例の規定により議員報酬等を減額、一時差止め及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差止め及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第18条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第19条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第7条関係)

【別記1 参照】

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第2条、第5条関係)

【別記1 参照】

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都の区の存する地域、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都の区の存する地域、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

【別記1】

| 区分 | 議員報酬月額 | 旅費 | | | | | |
|---------|-----------|--|---------|----|-------------------|-----------------------|---------------------------|
| | | 鉄道賃 及び船 賃 | 航空 賃 | 車賃 | 日当 (1日 につき) | 宿泊料 (1夜につき) 甲地方 | 食事料 (1夜に つき) 乙地方 |
| 議長 | 48万8,000円 | 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手町条例第3号）の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額 | | | | | |
| 副議長 | 42万3,000円 | | | | | | |
| 委員長及び議員 | 36万2,000円 | | | | | | |